

技能実習の流れ

※新制度(H29.11~)の内容は赤字

○入国 在留資格:「技能実習1号イ, ロ」

1年目

技能実習1号

講習

実習

講習(座学)

実習実施者(企業単独型のみ)又は監理団体で原則2か月間実施(雇用関係なし)

実習

実習実施者で実施(雇用関係あり)

※団体監理型: 監理団体による訪問指導・監査

基礎級
(実技試験及び学科試験の受検が必須)

○在留資格の変更又は取得

在留資格:「技能実習2号イ, ロ」

- ①対象職種: 送出国のニーズがあり, 公的な技能評価制度が整備されている職種
- ②対象者: 所定の技能評価試験(技能検定基礎級相当)の学科試験及び実技試験に合格した者

※在留期間の更新

2年目

技能実習2号

実習

3年目

技能実習3号

実習

○一旦帰国(1か月以上)

○在留資格の変更又は取得

在留資格:「技能実習3号イ, ロ」

- ①対象職種: 技能実習2号移行対象職種と同一
- ②対象者: 所定の技能評価試験(技能検定3級相当)の実技試験に合格した者
- ③監理団体及び実習実施者: 一定の明確な条件を充たし, 優良であることが認められるもの

※在留期間の更新

4年目

5年目

2級
(実技試験の受検が必須)

○帰国